



		決裁区分	市長決裁	
保存区分	<input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 3年	文書番号	第 号	
第1ガイド	市 税	施行	平成 年 月 日	
第2ガイド	滞 納 処 理	決 裁	平成23年 3 月 3 / 日	
個別ホルダー	不 納 欠 損	起 案	平成23年 3 月 3 / 日	
開示区分	<input type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 部分開示 <input checked="" type="checkbox"/> 不開示	先方の 文 書	平成 年 月 日	
不開示理由等	7A-1		第 号	
あて先		発信者名 <input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 部長 <input type="checkbox"/> 課長 <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 部 <input type="checkbox"/> 課		
件 名				
平成22年度不納欠損処分について				
上記のことについて 別紙 のように 不納欠損処分 してよろしいか。 裏面 します。				
主査・課長補佐	主幹・課長	室長・部長	副市長	市長
起案者	課 内	主任・係長		
滞納整理 課 電話 2588番				
合 議	課 長	部 長		
会計課	会計課長	会計管理者		
財政課	財政課長	資産税課長		
市民税課	市民税課長	納税課長		
資産税課				
納税課				
公 印	文書審査	施行上の取扱い		
		至急 秘密 親展 例規 公報登載 しみんだより登載 市長署名 公印省略 浄書依頼 国内便 (普通・書留・速達・内容証明・ 配達証明) 外国便 (船便・航空便) 使送・直接		

標記の件について、各納税者については、税の公平負担の原則から完全徴収を目指し、徴収努力を続けながら各種の調査を行ってまいりました。

その結果、無財産の納税者、納税意欲があるものの生活苦から納税困難に至る納税者、所在及び滞納処分をすることのできる財産がともに不明である納税者が判明しました。

こうした納税者については、地方税法第15条の7第1項の規定に基づき滞納処分の執行を停止する措置を講じると共に、経済的に納付困難な納税者に対しては資力の回復を待ち、さらに居所不明の納税者に対しては追跡調査に努めてきましたが、納付に至らないまま地方税法第15条の7第4項及び第5項（滞納処分の執行停止）、地方税法第18条第1項（地方税の消滅時効）の規定により納税義務が消滅しました。

つきましては、別紙のとおり不納欠損処分してよろしいか伺います。